

奈井江町ホームページ広告掲載に関する基準

平成 19 年 3 月 19 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、奈井江町有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成 19 年訓令第 6 号)の規定に基づき、奈井江町ホームページの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第 2 条 広告の掲載位置は、奈井江町ホームページのトップページとする。

- 2 トップページ内における掲載位置は、トップページのデザインに応じて町長が指定する。
- 3 掲載位置の順は、申込みの順とする。ただし、町内に事業所を有する団体を上に掲載するものとする。

(掲載規格)

第 3 条 掲載する広告は、広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)の Web サイトにリンクすることができる画像(以下「バナー広告」という。)とし、掲載規格は、1 枠につき縦 60 ピクセル、横 150 ピクセル、4 キロバイト以内、G I F 形式とする。

(掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、1 か月単位とし、最長で申込みのあった年度の末月までとする。

- 2 前項の掲載期間の始期及び終期は、原則として、次の各号に定めるところによる。

- (1) 始期 月の初日(その日が閉庁日の場合は、翌開庁日)
- (2) 終期 月の末日(その日が閉庁日の場合は、翌開庁日)

- 3 広告掲載期間内に、町の都合でホームページを閉鎖した日が生じた場合であっても、掲載期間の延長は行わない。

(掲載募集枠)

第 5 条 掲載する広告の枠の数は、トップページのデザインに応じて町長が定める数とする。

(広告掲載の申込み)

第 6 条 広告掲載希望者は、次項に規定する場合を除き、掲載開始を希望する月の前月の 15 日までに、申込書に次の各号に定める事項を添えて、町長へ申し込まなければならない。

- (1) 掲載を希望するG I F画像データ
 - (2) リンク先URL
 - (3) リンク先ページの趣旨または概要（リンク先ページの写しでも可とする。）
 - (4) その他町長が必要と認める事項
- 2 前月（年度内に限る。）から継続して申し込む場合は、奈井江町有料広告掲載申込書によらず、文書、電子メール又はファックスにより継続の旨を申し出ることができる。この場合において、継続の申出は、できるだけ速やかに行うものとする。

（掲載料）

第7条 掲載料は、1 枠当り月額 2,000 円とする。

- 2 前項の掲載料は、掲載を開始する日の前までに納入しなければならない。
- 3 掲載料は、いかなる理由があっても返還しない。

（その他）

第8条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規程第 12 号）

この規程は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（平成 22 年規程第 15 号）

- 1 この規程は、平成 22 年 7 月 23 日から施行する。
- 2 この規程の告示の際、現に掲載している広告の取扱いは、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 10 月 1 日規程第 22 号）

- 1 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の規定は、施行日以後の申込みに適用する。

附 則（平成 24 年 1 月 26 日規程第 1 号）

この規程は、平成 24 年 1 月 26 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 26 日規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 1 日規程第 2 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条の規定は、令和 3 年 4 月以降に掲載する広告から適用し、現に掲載している広告の取扱いは、なお従前の例による。